

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第34条第3項の規程に基づき、事務局の組織に関して必要な事項を定めるものとする。

(係及び事業所の設置)

第2条 事務局に、次の係及び事業所を置く。

- (1) 総務係
- (2) 地域係
- (3) 介護サービス事業所

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 総務係
 - (ア) 理事会、監事会、評議員会に関する事。
 - (イ) 定款及び諸規程に関する事。
 - (ウ) 職員の人事、給与及び服務に関する事。
 - (エ) 事業計画及び予算、決算、経理に関する事。
 - (オ) 文書の收受、発送及び管理に関する事。
 - (カ) 財産の取得、処分及び管理に関する事。
 - (キ) 公用車の管理に関する事。
 - (ク) 寄附金及び寄附物品の収納に関する事。
 - (ケ) 地域福祉基金に関する事。
 - (コ) 委員会に関する事。
 - (サ) 介護サービス事業の庶務に関する事。
 - (シ) 役職員の研修に関する事。
 - (ス) 契約に関する事。
 - (セ) その他、他係の所管に属しない事項に関する事。
- (2) 地域係
 - (ア) 地域福祉推進計画に関する事。
 - (イ) 地域福祉事業の総合調整に関する事。
 - (ウ) 小地域福祉活動に関する事。
 - (エ) 社協だよりの発行等広報啓発活動に関する事。
 - (オ) 福祉教育の推進に関する事。
 - (カ) おもちゃ図書館運営に関する事。
 - (キ) 生活福祉資金及び離職者支援資金に関する事。
 - (ク) ボランティア活動の支援に関する事。

- (ケ) 共同募金（歳末たすけあい募金）運動への協力に関すること。
- (コ) 市民からの相談全般に関すること。
- (サ) 日常生活自立支援事業に関すること。
- (シ) 移動送迎支援事業に関すること。
- (ス) 福祉バス（団体バス）運営に関すること。
- (セ) 配食サービス事業に関すること。
- (ソ) 福祉諸団体及び事業所等の支援に関すること。
- (タ) その他、本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(3) 介護サービス事業所

- (ア) 指定訪問介護事業に関すること。
- (イ) 指定第一号訪問事業に関すること。
- (ウ) 要介護認定調査受託事業に関すること。
- (エ) 指定障害福祉サービス、地域生活支援事業（移動支援）に関すること。
- (オ) その他、介護関連事業に関すること。

（職及び職務）

第4条 事務局に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 名	職 務 の 内 容
事務局長	会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
事務局次長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは又は、欠けたときは、その職務を代理する。
係長	上司の命を受け、当該係の事務又は業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主任及び専門職員	上司の命を受け、当該係の専門的な業務を処理する。
主事	上司の命を受け、当該係の業務を処理する。
事務員	上司の命を受け、事務に従事する。

2 介護サービス事業所に必要に応じて次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。

職 名	職 務 の 内 容
管理者	上司の命を受け、介護サービス事業所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
責任者	上司の命を受け、介護サービス事業所の当該係の事務又は業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

主任	責任者を補佐し、責任者に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
介護専門員	上司の命を受け、当該系の専門的な業務を処理する。
事務員	上司の命を受け、事務に従事する。

3 上記以外の職務については、会長が別に定める。

(事務分担)

第5条 職員の事務又は業務の分担については、事務局長がこれを定め、その都度会長に報告しなければならない。

(補則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和44年4月28日から施行する。

附 則

この規程は、昭和45年12月21日改正し、同年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年12月21日改正し、同年12月1日から適用する。

附 則

(平成8年12月24日 改正)

この規程は、平成9年1月1日から施行し、従前の規程は、廃止する。

附 則

(平成14年3月28日 改正)

この規程は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

(平成21年3月25日改正)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年12月15日から施行する。